

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状 ※令和6年4月1日現在

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

加東市のハザードマップによると、想定される最大雨量(750mm/48時間)では、当会が立地する社区域は浸水想定区域に該当しないが、加東市西部を流れる加古川周辺の地域、とりわけ穂積・窪田・下滝野・河高地区においては最大5mを超える浸水被害が予測される。

また、加東市の中心部を東西に流れる千鳥川では、とくに加古川との合流付近で3m～5mの浸水が予測される。

さらに、加東市南東部を流れる東条川周辺では、3m～5mの浸水が予測される地域がある。浸水が予測される地域では、小売業や飲食サービス業、製造業など様々な企業が点在している。

(土砂災害：ハザードマップ)

加東市ハザードマップ・地域防災計画によると、社地域82か所、滝野地域6か所、東条地域35か所で急傾斜地の崩壊の警戒区域に指定されている。

また、土石流や地滑りについても、社地域50か所、滝野地域3か所、東条地域32か所が警戒区域として指定されており、当該地域にも多くはないが、企業が点在している。

(地震：加東市地域防災計画・J-SHIS)

加東市の地域防災計画では、山崎断層帯地震が発生した際、加東市では震度7(マグニチュード7.5)が予測され、その被害は市内全体で全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数9,635人と予測されている。

また、国の地震調査研究本部によると、南海トラフ地震は今後30年以内の発生率が70%～80%で、地震の規模はマグニチュード8～9と言われている。加東市においても震度6強以上の地震が今後30年間で76.5%の確率で発生すると予想されており、揺れによる被害の発生が想定される。

(その他)

加古川流域では、これまで何度となく浸水被害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風23号では大雨による浸水が広範囲にわたり、市民だけでなく企業に対しても多大な被害を及ぼした。また、平成21年8月台風9号、平成23年9月台風12号、平成30年7月豪雨においても、避難勧告や避難指示(緊急)が発令され、100世帯、200人超の住民が避難した。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に加えてその他呼吸器感染症等、感染症の広範囲かつ急速なまん延は、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

経済センサス（兵庫県独自データ）

加東市内

- ・商工業者数 1, 4 8 7 社
- ・うち小規模事業者数 1, 0 8 6 社

会員企業数

- ・商工業者数 9 9 2 社
- ・うち小規模事業者数 8 1 9 社

【会員企業の内訳】

(単位：社)

業 種	管内 商工業者数	会員 事業所数	備 考 (事業所の立地状況)
製造業	2 6 5	1 9 1	製造業は、大規模・中規模は工業団地に多く、小規模は各所に点在している。 また、小売業は、主に中心市街地や幹線道路沿いに多い。 豪雨による浸水被害が発生するエリアには、製造業、サービス業、飲食業、宿泊業など、様々な企業が点在している。
建設業	1 5 8	1 1 5	
卸・小売業	3 7 7	1 9 6	
飲食・宿泊業	1 9 3	1 3 8	
サービス業	3 9 9	2 7 6	
その他	9 5	7 6	
合計	1, 4 8 7	9 9 2	

(3) これまでの取組

1) 加東市の取組

①加東市地域防災計画の策定

加東市では、総合防災訓練や地域の災害対策全般に関して総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命・身体及び財産を自然災害から保護することを目的として、「加東市地域防災計画」を策定し、ハザードマップとともにホームページ上で公表している。

②防災訓練の実施

加東市では、総合防災訓練や防災関係機関、地域住民、自主防災組織、学校や事業所が連携した防災訓練を実施し、万一の発災時の初動体制の確認などを行い、実践的な対応力を高め、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災・減災への対策強化を図っている。

③防災備品の備蓄

想定避難者に対応するため、従前から必要な食料品や生活必需品等の非常用物資の確保や供給体制を確立している。また、災害復旧や水防活動に便利な場所に防災備蓄倉庫を整備して、水防資材や救出資材等の防災資材の充実に努め、建設業者等と協力して災害時の重機等の確保など、救出体制を確立している。

④加東市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

加東市では、「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、

市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2つを主たる目的として、対策を講じていくこととしている。

⑤事業者BCPに関する商工会・兵庫県・国等の関連制度、支援情報の周知

商工会・兵庫県・国等の関連機関と連携し、事業者BCPに関する支援制度等の関連情報について周知を行っている。（チラシの配架、LINE公式アカウントによる情報発信等）

2) 加東市商工会の取組

①自然災害発生後の被害状況の確認、関係機関への報告（兵庫県北播磨県民局・兵庫県商工会連合会、加東市）

②豪雨による浸水被害が発生した際には、事務局長の指示により周辺の安全を確認し、男性職員が2人1組となり3つの班に分かれて、浸水が予測されるエリアに所在する事業者の安否や被害状況の巡回による確認

③事業者BCPに関する国の施策の周知

④事業者に対するBCP策定セミナーの開催

⑤小規模事業者の事業継続力強化のため、職員の支援能力向上の取組（職員勉強会の開催）

⑥兵庫県共済協同組合と連携した「休業対応応援共済」（休業補償共済）への加入促進

⑦損害保険や共済制度などへの加入推進（適宜実施）

（商工会報、毎月会員向けに発行する情報紙「知っとこ情報」、隔月で全会員へ情報提供する郵送サービス、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムで周知）

⑧事業継続計画 感染症編の作成及び運用

II. 課題

1. 発災時の小規模事業者への対応

自然災害が発生した際、小規模事業者の被災状況の調査方法や報告マニュアル、発災後の調査・復興支援などのマニュアルが整備されていない。

会員企業のBCPや事業継続力強化計画の作成に向けて、具体的な支援計画の立案や支援目標を設定する必要がある。

2. 自然災害に対する職員の育成

自然災害発生時や緊急時の初動対応（被災事業者の巡回や電話対応など）について対応できる職員は少ない。また、自然災害に対する研修を受けた職員は少なく、いざというときに的確に対応できる職員がいない。

今後は、災害発生時の初動体制の確立に加え、損害保険や各種共済制度に精通し、的確な制度説明や助言ができ、更に加入推進がしっかり行える職員の育成が課題である。

3. 新型コロナウイルス感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険や共済の必要性を周知するなどが必要である。

4. サイバー攻撃対策

サイバー攻撃を受けていることに気づかず、知らぬ間に個人情報や抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求されたりするなどの事例もあるため、「システムにウイルス対策ソフトを導入する」「OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく」「パスワードは長く複雑にし、使い回さない」などの対策の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

1. 小規模事業者に対して自然災害発生リスクや事前対策の必要性を周知する。

- ①自然災害発生後は被災企業の情報収集や支援メニューの紹介方法を確認し、関係機関との連携体制を構築して情報の共有化を図る。
- ②防災・減災に対する各種セミナーの開催情報等について、商工会報、知っとこ情報、ホームページ、SNS等で周知する。(随時)

2. 小規模事業者のBCPや事業継続力強化計画の作成を推進及び支援する。

BCP及び事業継続力強化計画の作成セミナーを開催(年1回以上)

■成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			BCP	事業継続力強化計画
1,487事業所	1,086事業所	R7	6社	6社
		R8	6社	6社
		R9	6社	6社
		R10	6社	6社
		R11	6社	6社

3. 自然災害発生時の災害リスクを抑えるための損害保険や各種共済制度を周知する。(随時)

■成果目標 各種保険・共済制度への加入推進 目標件数：年間計6件以上

4. BCPや事業継続力強化計画の作成を支援する職員向け研修会等を開催する。(年1回以上)

5. 事業継続力強化支援計画の計画から評価までをPDCAサイクルで確認する。(年1回以上)

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援計画の実施期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 (5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小規模事業者の事業継続力強化を図るために、加東市が連携して自然災害に対する事前の対策を推進するとともに、万一の発災時に商工会が担う役割を明確化し、以下の事業に取り組む。また、本計画の実施にあたり加東市は必要な予算措置を行う。

< 1. 事前の対策 >

加東市商工会は、頻発する大規模自然災害など日々の様々な経営上のリスクから、以下の取組を主に小規模事業者に寄り添い事業の継続を支援する。

1) 被害想定・災害リスクの周知と自然災害に対する事前対策などの計画書作成支援

①巡回指導等による周知

経営指導員等が巡回指導の際に、ハザードマップ等を活用しながら各エリアにおける自然災害リスクやその影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入促進等）について小規模事業者に周知する。（年1回会員巡回時）

②情報発信による周知

加東市の広報媒体（広報紙、ケーブルテレビ等）や、商工会報、情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、自然災害に対応する国・県の施策紹介やリスク対策の必要性、保険制度の概要、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画策定の必要性を小規模事業者に周知する。（年1回以上掲載）

③BCP・事業継続力強化計画の策定支援

自然災害に対する事前の対策や発災時の初動対応、被災後の復興計画などを盛り込んだBCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。（年1回セミナー開催）

④専門家との連携による普及啓発

BCPや事業継続力強化計画の普及啓発として、国・行政施策の紹介や各保険制度・共済制度を周知するために、各保険会社の担当者を専門家講師として招聘し、セミナーや個別相談会を開催する。（年1回広報誌に掲載、全会員に配付）

⑤新型コロナウイルス感染拡大防止の周知及び支援

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等につい

て事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(年1回広報誌に掲載、全会員に配付)

⑥サイバー攻撃の対策の周知

兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

(年1回チラシ作成、全会員に配付、商工会館にポスター掲示)

2) 加東市商工会の事業継続力強化計画

令和6年12月を目標として加東市商工会の事業継続力強化計画を策定する。

3) 関係団体等との連携

①保険会社等との連携

連携する各損害保険会社等より専門家を招聘して、小規模事業者を対象とした災害リスクの周知、あるいはBCPや事業継続力強化計画の策定セミナー・個別相談会などを開催する。

専門家：兵庫県共済協同組合

東京海上日動火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

中小企業診断士

②関係機関との連携

関係機関や関係団体とBCPや事業継続力強化計画策定の普及啓発を協力して行い、小規模事業者にBCPや事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

4) フォローアップ

①BCPや事業継続力強化計画の策定状況等の確認

小規模事業者のBCP策定の取組状況等を調査すると共に、計画策定の推進方法や支援ニーズの洗い出しを行う。

②会議等の開催による情報共有

本計画の具体的な取組や実行については加東市商工会及び加東市の担当職員が定期的な意見交換を行うことで情報の共有を図る。

また、本計画に基づく進捗の確認や見直し等のフォローアップについては、ミーティン

グ形式による定期的な意見交換に加え、必要に応じて、加東市商工会及び加東市の担当職員による会議を開催し、確認を行う。

③ハザードマップ等の更新による危険個所の見直し

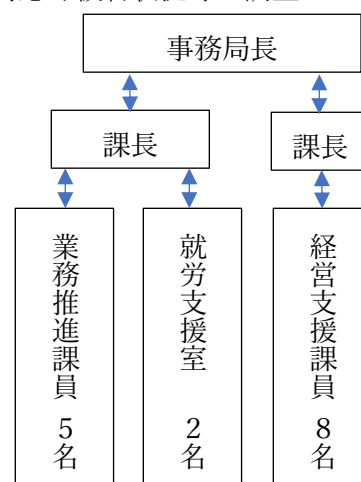
加東市と連携して、加東市のハザードマップを更新時に小規模事業者に配布することで、危険個所の見直しと再認識を促す。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害の発生後、職員が業務(勤務)できなければ、初動対応や被害状況等の調査ができないことから、第一に下記の手順で職員の安否確認を行う。

1) 災害直後の職員の安否確認

自然災害発生後は、まず職員の安否確認を行う。LINEグループ等を活用して、右図の流れで職員やその家族の安否確認を行い、業務従事の可否や居住する地域周辺と通勤経路上の安全確認を行う。



2) 安否確認の具体的な流れ

①水害発生時

台風や集中豪雨などの命の危険を感じる降雨による浸水被害が予想される場合、出勤前の段階であれば職員自身の判断で出勤を見合わせ、安全確保を最優先とし、警報解除の確認等により安全が確認できた段階で出勤する。万一、通勤途中や会員巡回中の際は、安全な場所で待機する。

②地震発生時

大規模な地震が発生した場合は、出勤前の段階であれば自分自身と家族の安否確認を行い、周辺の被害状況や通勤経路の道路の寸断がないかなど確認をとり、通勤が可能かどうか確認した上で出勤する。なお会員巡回中の際は身の安全を確保する。

③大規模自然災害（水害・地震）時

大規模な自然災害の発生で職員全員が被災する等、特に緊急を要する場合は、事務局長が上図の流れで各課長へ電話で連絡する。各課長は課員全員と電話で連絡を取り、課員や家族の安否確認を行い、事務局長へ報告する。

万一、勤務時間中に大規模な自然災害が発生した場合は、事務局長が事務所内で勤務する職員の安全確保を行い、巡回中あるいは出張中、休暇中の職員がいればLINEや電話、メール等で安否確認を行う。

④新型ウイルス等国内感染者発生時及び感染症流行時

国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、加東市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

⑤事務局長は職員の安否情報を商工会長及び兵庫県商工会連合会へ報告する。

※被害の目安は下表を想定する。

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	・ 地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

・ 本計画により加東市商工会と加東市は以下の間隔で被害状況等の共有を行う。

発災後～1週間	2日に1回以上は情報共有を行う
1週間～2週間	1週間に2回以上は情報共有を行う
2週間～1か月	1週間に1回以上は情報共有を行う
1か月～2か月	2週間に1回以上は情報共有を行う

< 3. 発災後の初動対応と指示命令系統・連携体制 >

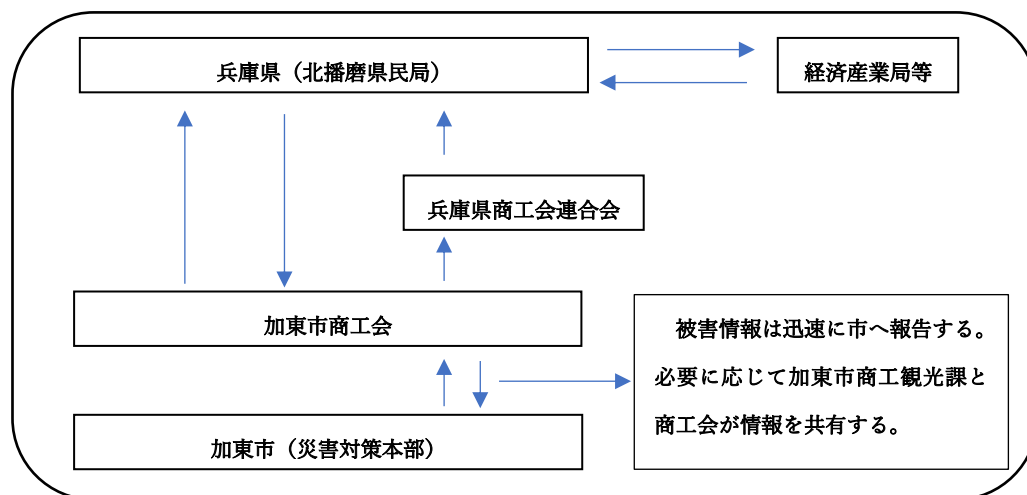
自然災害発生後の初動対応としては、事務局長が指示命令者となり、男性職員あるいは地域に詳しい職員が被災地に向かい、小規模事業者の安否確認や被害状況等の情報収集を行う。

また、その他の職員については、商工会役員等に電話を掛け、安否確認や近辺の被害状況等を調査し、緊急を要する要望がないか確認するとともに、被害状況の聞き取りを行う。

集計結果等については、以下の連携図により事務局長が「商工会災害状況報告システム」を活用するなどして、職員が調査した災害状況等を端末に入力し、全国商工会連合会（兵庫県商工会連合会）と被災状況の共有を図る。また兵庫県（北播磨県民局）・加東市を含む関係団体に報告すると共に迅速な支援の実施を目指す。

二次災害を防止するため、情報収集のための被災地への巡回は、職員の安全を最優先として可能な範囲で行う。また、自然災害が休日や夜など勤務時間外に発生した場合は、翌出勤後に安全を確認したうえで対応する。

感染症流行の場合、国や兵庫県からの情報や方針に基づき、当会と加東市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当会又は加東市より兵庫県及び兵庫県商工会連合会へ報告する。



< 4. 発災後の小規模事業者への支援 >

自然災害発生後、事務局長は職員がヒアリングした小規模事業者の支援ニーズを集約・整理して、経営指導員等に支援指示を行う。また、支援内容によっては、行政や関係機関と連携して必要に応じて支援機関につなぐ。

さらに、被災事業者に対する復興・再建のための有効な施策（国・県及び市の施策）等については、郵送やホームページ、SNS等で早期に小規模事業者へ周知する。

なお、必要（災害規模）に応じて加東市や兵庫県商工会連合会と協議し、被災小規模事業者向けの相談窓口を開設する。

< 5. 具体的な復興支援 >

1) 災害状況や支援ニーズの継続的な報告

自然災害発生後の復興支援として、被災企業へのヒアリングにより、金融相談、機械装置、什器等の復旧、人員の確保等の支援ニーズを集約する。

2) 融資あっせんや損害保険の請求対応

経営指導員は被災した小規模事業者に対して、事業再建のための運転資金や被災した機械装置や什器など設備資金の融資あっせんを行う。また、共済担当職員は地震保険や火災保険等の損害保険の請求手続きを支援する。

3) 応援体制の確立

自然災害の内容によらず、被害規模が甚大で職員の出勤が困難な場合、あるいは職員だけでは復興支援が困難な場合は、兵庫県商工会連合会に相談するなど、他の地域からの応援要請を行う。

4) 地域活動の実施

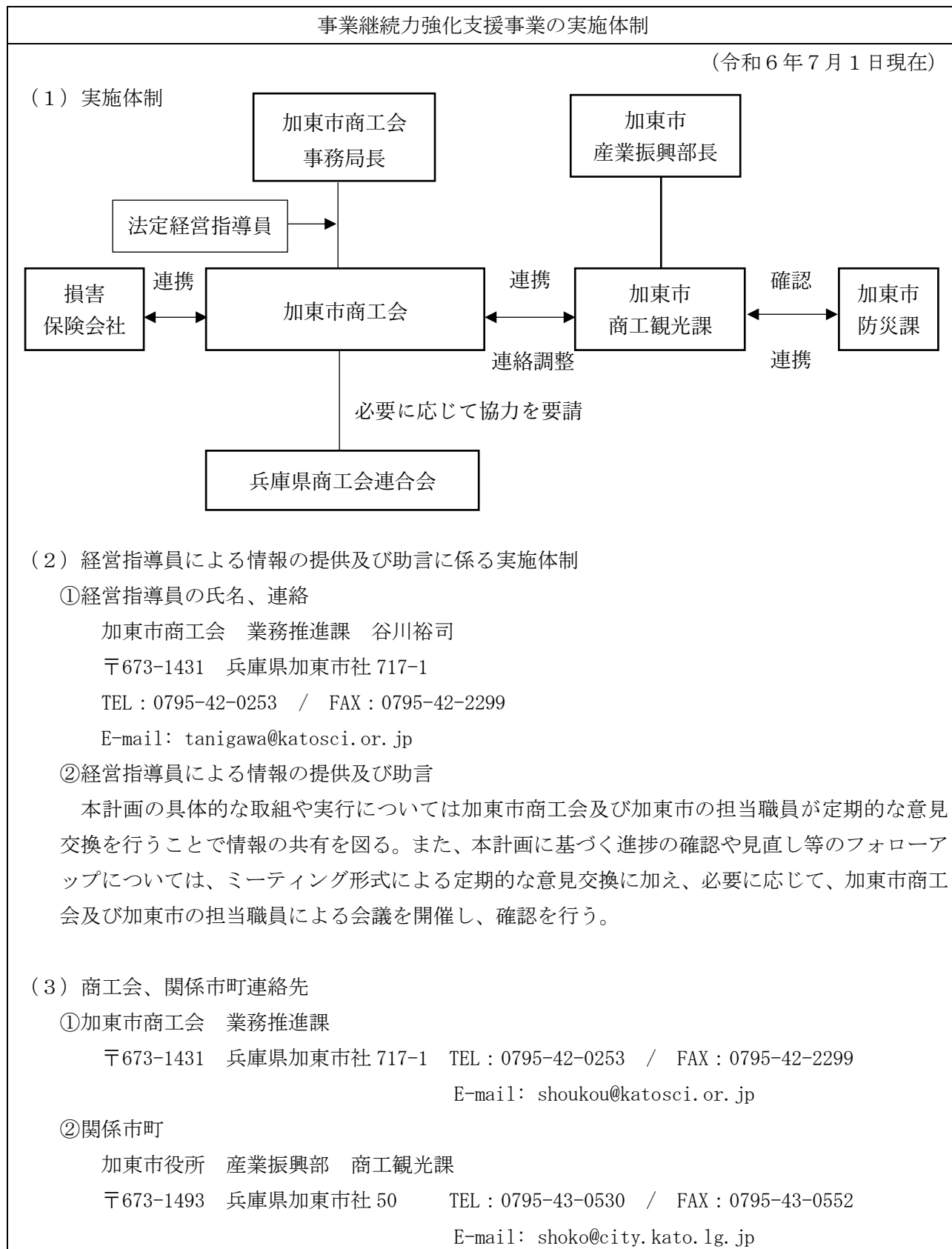
地域活動として商工会役職員や商工会青年部・女性部による応援活動・ボランティア活動など状況に応じて実施する。

5) 事業再開・再建の取組

事業者の事業再開・再建に向けた取組としては、被災者向け補助金制度や災害持続化補助金、公的融資制度などの情報提供や申請・実行の支援を行う。

また風評被害への対策や販路回復を目的とした販売会・商談会の積極的な周知を行い、被災事業者の失った販路の再開拓や新たな販路開拓の支援を行う。また必要に応じて仮設店舗や集客施設の設置支援などを行う。

(別表 2)



(別表3)

(1) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ 会議運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150

(2) 資金の調達方法

調達方法
兵庫県補助金、加東市補助金、会費、手数料収入等

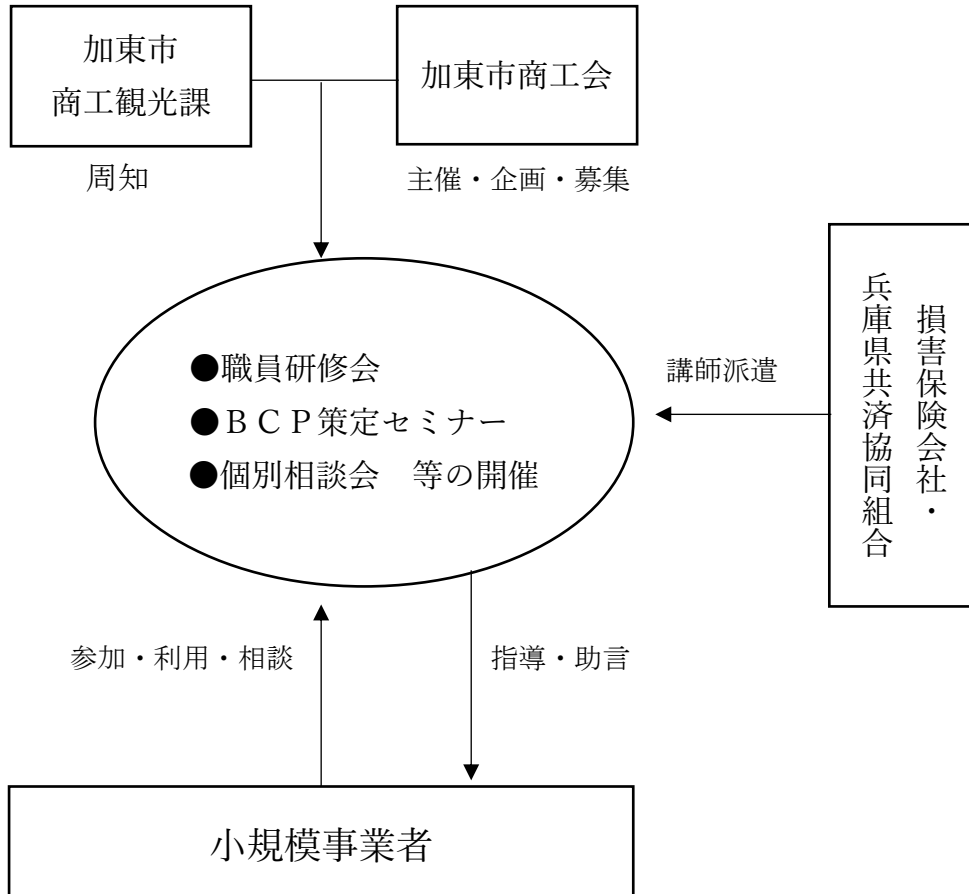
(別表 4)

連携して事業を実施する者の氏名及び名称及び住所及び代表者の氏名			
兵庫県共済協同組合	理 事 長	山村 栄二	兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28
東京海上日動火災保険(株)	代表取締役	城田 宏明	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号
	西脇支社長	丸毛 康德	兵庫県西脇市西脇 951
あいおいニッセイ	代表取締役	新納 啓介	東京都渋谷区恵比寿 1-28-1
同和損害保険(株)	西脇ワイルド長	吉田由美子	兵庫県西脇市西脇 951
連携して実施する事業の内容			
<p>①商工会職員向け研修会の開催</p> <p>商工会の職員向けに損害保険制度の研修を行う。また、近年の大規模自然災害で被災した小規模事業者は、長期休業を余儀なくされるケースが多いため、事業継続の観点から休業補償に対応する保険制度の研修会を開催する。</p> <p>②市内企業向けBCP（事業継続計画）策定等のセミナー及び個別相談会の開催</p> <p>小規模事業者を対象にBCPや事業継続力強化支援計画の概要、災害対策シートの策定等について、セミナーや個別相談会を開催する。</p> <p>③ビジネス総合保険の紹介や加入推進のための相談会を開催</p> <p>小規模事業者を対象に、地域ごとのハザードマップの紹介や損害保険・共済制度の導入及び効果等についての相談会を開催する。</p>			
連携して事業を実施する者の役割			
<p>①商工会職員向け研修会の開催</p> <p>職員向け研修会の開催に際し、招聘する講師は保険制度等に関する指導を行う。また職員との情報共有や情報交換を行う。</p> <p>②小規模事業者向けBCP策定セミナー</p> <p>小規模事業者向け各種セミナーの開催に際し、招聘する講師はBCPや事業継続力強化計画の策定の支援を行う。</p> <p>③ビジネス総合保険の紹介及び加入推進等相談会の開催</p> <p>小規模事業者向け相談会の開催に際し、招聘する講師は小規模事業者へ損害保険制度等の加入の必要性や制度説明・加入推進を行う。</p>			

連携体制図等

①商工会職員向け研修会の開催

②小規模事業者向けBCPや事業継続力強化支援計画策定セミナーの開催



③ビジネス総合保険の紹介及び加入推進等相談会の開催

